

令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
1	就労継続支援B型	<p>・半日屋外での体験学習、半日通常作業の日があった場合、請求は通常通り行ってもよろしいでしょうか。・個別支援計画での原案会議における会議録について指定の書式がないように思われるのですが、行政の方で作成される予定はありますか？ 既存の様式がある場合は教えてほしいです。・衛生管理と業務継続計画の訓練は、机上と受動どちらでもいいのでしょうか。必ず受動的訓練を行わなければならないなどの決まりはありますか？</p>	<p>・1つ目の質問について、通常通り請求を行って問題ありません。 ・2つ目の質問について、現状、書式作成の予定はありません。任意の様式を使用してください。 ・3つ目の質問について、解釈通知において、衛生管理および業務継続計画の訓練は「机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。」とありますので、組み合わせながらの実施が望ましいです。</p>
2	就労継続支援A型	<p>新型コロナウイルスが5類になってから、数年が経過しますが、会場に集まって集団実施指導はしないのですか。会場型の方が、集団実施指導は効果的だったような気がしています。</p>	<p>集合研修の場合、全市の事業担当者を収容できる会場の確保が困難であること、また、日程を限定することで参加率の低下を招く懸念があることから、実地での開催は慎重に検討いたします。</p>
3	生活介護 就労継続支援B型	<p>集団指導資料2-1「個別支援計画について」14頁、減算の対象となる具体的なケースとして、利用開始時に個別支援計画が未作成との記載がある。また、集団指導資料2-3「別紙2 個別支援計画チェックリスト」2頁「個別支援計画作成に係るチェックリスト」の7にはサービス利用開始までに個別支援計画を利用者及び相談支援事業所へ交付とある。令和6年3月29日付「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」においては、問82①「サービス利用開始当初の個別支援計画の作成については、どのようなタイミングで行われるべきか。」の回答として、「サービス提供場面等でのアセスメントを基にする必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後1ヵ月以内に作成することを基本とする。」と記載されている。利用開始時の個別支援計画作成について、契約後1ヵ月以内作成という国の考え方との整理はどうなっているか。</p>	<p>ご質問のQ&A問82①の記載のとおり、障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があることから、支援開始時には個別支援計画を作成（完成）させる必要があります。 「契約締結後1ヵ月以内に」ということで、支援開始後1ヵ月以内ということではありません。</p>

令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
4	就労移行支援	<p>近年の新潟市における監査実施状況について9ページ内、訓練等給付費の請求内容「就労系事業所の開所日に、就労系の訓練や作業とは関連のない「調理」「体操」「ウォーキング」などのレクリエーションをおこない、基本報酬を請求した。」について、当事業所でも就労を想定した「就労に向けた体力作り、他者とのコミュニケーションをとる」訓練としてウォーキングを提供しております。また、ご利用者様にも利用開始前のカリキュラム説明や日々の訓練の中で、訓練目的をお伝えしております。レクリエーションとしてではなく、就労を想定した訓練としての内容であれば引き続き継続して問題ないでしょうか。訓練内容やウォーキングの名称を変更する必要性などご教授頂ければ幸いです。</p>	<p>就労を想定した訓練としてウォーキングを取り入れており、個別支援計画に位置付けられ、利用者に説明し、同意を得ていれば、問題ありません。訓練内容や名称は、ご質問内容だけでは判断しかねるため、必要に応じてご相談ください。</p>
5	就労継続支援B型	<p>個別支援計画の流れで、相談員が開催するサービス担当者会議と事業所の個別支援会議が違うものであることは認識しているが、本人の参加を求める上で同日の開催となってしまっても差し支えないか。</p>	<p>同日の開催となっても差し支えありません。</p>
6	就労継続支援B型	<p>施設外就労の実績記録書類は作成していますが、新潟市に提出が必要ですか？提出の時期は月々の提出ですか？年度で提出ですか？</p>	<p>令和5年度までは毎月の提出が必要でしたが、令和6年度からは提出は不要となりました。ただし、実績記録の作成自体は必要ですので、作成の上、事業所で保管ください。</p>

令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
7	重度訪問介護	令和6年度の障がい福祉サービスに係る事業所集団指導におきましては、個別支援計画を相談支援事業所へ交付すること、ならびに交付した日付を記録することも指導内容に含まれていたと認識しております。一方で、今年度の集団指導資料には当該内容が見受けられませんでした。個別支援計画の交付日を記録する義務については、現時点では求められていないとの解釈で差し支えないか、ご教示いただけますでしょうか。	相談支援事業所へ交付した日を記録することについては、交付を行ったことの確証としてこれまでどおり行ってください。
8	放課後等デイサービス	個別支援計画書内に対象加算について記載することとあるが、記載対象加算の中に「個別サポート加算」の項目がないが個別サポート加算についての記載は不要かお示しいただきたい。	個別サポート加算Ⅱについては記載が必要です。
9	就労継続支援B型	令和7年10月1日から「就労選択支援」が始まりましたが、新潟市ではひとつの事業所しかありません。今後、新規利用希望の方がいる場合どのような流れになるのでしょうか？	就労継続支援B型の新規利用希望者のうち、就労選択支援の対象となる方は、原則として就労選択支援を利用する必要があり、就労選択支援事業所によるアセスメントを受けた上で、サービスを利用します。ただし、「最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合」、「利用可能な就労選択支援事業所が少なく、就労選択支援を受けるまでに待期間が生じる場合」には、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
10	保育所等訪問支援 児童発達支援	個別支援計画チェックリストの提出は必要ないのでしょうか。	個別支援計画チェックリストの提出は必要ありません。自己点検用に使用してください。
11	就労継続支援B型	利用者さんが利用開始する為にアセスメントを行うと思うのですが、更新のタイミングでも行うのでしょうか？	更新のタイミングでも行う必要があります。
12	放課後等デイサービス	<p>・直近で本来は二年ごととされる報酬改定について、緊急の改定が会議されたと認識している。それによると放課後等デイサービスの報酬が削減されるようであると伺っている。これについて事業主体の意見等が反映されていない、根拠や目的が明確化されていないように感じるが新潟市としてはどのように認識しているのか伺いたい。(東京都が反対意見を記載したと記憶しています)・放課後等デイサービスにおける欠席時対応加算について、加算が少なすぎて(出席時に比して1割程度)児童の(インフルエンザや疾病等)やむを得ない欠席があまりにも多い場合事業の継続が著しく困難になったり、職員の適切な配置が困難になる場合がある。これは適切な児童の定員を遵守した上での意見のつもりである。事業を健全に運営するにあたり、法令の適正化が求められるように感じているが、新潟市・障がい福祉課としてどのように認識しているか意見を伺いたい。・放課後等デイサービスにおいて、児童によっては発語等がない、長時間の会議への参加が特性によって困難である等から個別支援計画作成に伴う会議への参加が実質不可能であることがある。以前参加した放デイネットの報酬改定の質疑応答に類する会では、説明者が「原則参加してもらいたいが、不可能な場合はその旨・理由等を記載すること」との発言があったが、法令等を確認した限りにおいてその旨を見つけることが出来なかった。そのような内容を示す法令等はあるのか、また新潟市としてどのように認識しているのかを確認したい。・市区町村によって定員の順守に関する厳しさが大きく異なると感じている。新潟市はしっかりと厳しく対応していると思うが、基準・対応が緩い一部の市区町村に対する認識を伺いたい。</p>	<p>・報酬改定について、「サービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点からの報酬改定」ということで、国からの根拠や目的は示されていると考えていますが、現時点で内容が確定していない為、回答は差し控えます。</p> <p>・報酬告示に基づき対応しているところです。</p> <p>・児童が会議等に参加できない場合、どのように意見を求めたかの記録を残してください。例えば、会議の開催前に担当者等が障がい児や保護者に直接会って意見を求めるという方法が考えられます。</p> <p>法令に関しては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日第15号）第27条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第三の3（16）をご確認ください。</p> <p>・他の自治体に関して申し上げることはありません。</p>

令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
13	就労移行支援	利用契約時に、個別支援計画にサインいただくことはいけない流れなのか知りたい。(個別支援計画案についての支援会議は、利用までに済ませている)	アセスメント、原案の作成、個別支援会議（利用者参加）、説明等の流れが適切に行われている場合には、利用契約時にサインいただいても差し支えありません。
14	就労移行支援	利用開始当日に個別支援計画にサインいただく流れは、間違っているのかわかりたい。	アセスメント、原案の作成、個別支援会議（利用者参加）、説明等の流れが適切に行われている場合には、利用開始当日にサインいただいても差し支えありません。
15	就労移行支援	契約日に、個別支援計画にサインいただくことあり、送付が間に合わないことがある。この流れは正しくないのかわかりたい。	アセスメント、原案の作成、個別支援会議（利用者参加）、説明等の流れが適切に行われている場合には、利用契約時にサインいただいても差し支えありません。「送付が間に合わない」というのが、どこに対する送付なのか今回の質問では不明ですが、相談支援事業所への交付の場合、作成後速やかに送付していただければ差し支えありません。

令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
16	就労継続支援B型	①施設外就労について・一般家庭から単発で家具の移動など頼まれることがありますが、この場合施設外就労には当たらない認識でもよいか？・企業からでも年に数回単発で清掃など作業依頼がありますが、施設外就労に当たるか？ ②就労系の余暇活動について・土曜の開所日に作業(工賃発生)を行い、その後余暇を行っていますが問題ないか？	①一般家庭から単発で依頼されるものは施設外就労に該当しません。企業から作業を請け負う場合、請負作業に関する契約が締結されており、その他、施設外就労の要件を満たす場合には、年に数回でも施設外就労に該当します。 ②余暇活動を行うだけでなく、作業も実施しているのであれば問題ありません。
17	放課後等デイサービス	作成した個別支援計画について、利用者本人に内容確認を行うことが困難な場合(障がいの程度により意思疎通が難しい場合等)に、本人の同意があったものとみなすための基準はありますか。	年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障がい児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要とされています。